## 現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続



**土地所有者等の所在が明らか**であるにも関わらず、**現地調査等の通知を複数回行っても反応がない**場合、 筆界案の送付後20日間を経過しても意見等の申出がない場合には、当該所有者等から筆界案の確認を **得たものとみなして調査可能**(地籍調査作業規程準則30条3項、20条2項)

所有者

等の意思

表示なし

## 手続の流れ

: 新設手続

: 運用通知による手続

所有者等の

意思表示なし

(303)

⇒所有者等の

確認を得る

ことが困難な

場合に該当

報告等を

求める同旨

の通知

(20② 柱書き)

通知

報告等を

## 「無反応所有者等」の適用条件

当初 所有者等に 現地調査を 現 実施する地 地 域及び時期 調査を選択する場合 並びに調査 への立会い をすべき旨 の通知を送 付 (20①)

通知

調当

す等

る場合で選択の図面は

所有者等が図面等 調査を希望 (20② I)

所有者等と連絡を 取ることができ ない(20②Ⅱ) ⇒ 所有者等の 希望がなくても 可能

図面等調査を活用

土地が急峻であるなどの事情により 市町村等が図面等調査を選択(20③)

図面等調査を実施する旨 及び調査の実施に必要な 事項に関する報告又は資料 の提出に関する通知を送付 (20②柱書き) ※図面等同送(23の2①Ⅱ)

図面等調査を実施する旨 及び調査の実施に必要な 事項に関する報告又は資料 の提出に関する通知を送付 (20②柱書き) 诵知

※図面等同送(23の2①Ⅱ)

図面等調査を実施する 地域及び時期並びに 調査の実施に必要な 事項に関する報告又は 資料の提出に関する通知 を送付(20③)

求める同旨 所有者 の通知 等の意思 (203)表示なし 诵知

※ 立会や図面等調査を積極的に拒む者については対象から除外

条番号: 算用数字 項番号:マル付き数字

号番号:ローマ数字

筆界に関する情報を 総合的に考慮し筆界案作成

(筆界案:筆界に関する情報を総合 的に考慮し、当該筆界の現地にお ける 位置と推定される位置を図 面等に表示したもの



筆界案を所有者等に送付

诵知

【書留(配達証明)】



20日経過しても 意見の申出なし

⇒所有者等の確認が あったものとみなす

- ※通知の方法は、配達日や配達した旨を残す趣旨から、一部通知において書留等の方法を採ることを想定 (令和6年6月28日付け地籍整備課長通知第307号)
- ※無反応所有者等に加え、所在不明所有者等がいる場合には、通常の所在が判明した所有者等の確認を経た場合同様、上記手続 でみなし確認を得た筆界案を作成した旨を公告し、20日以上経過しても意見の申し出がなければ調査を進めることが可能(30④)